

平成 26 年度石川県水防計画の主な修正内容（案）

（１）「特別警報」の運用開始に伴う配備体制の見直し

特別警報に対応した体制の追加

【総則編 P. 14】

気象状況	水防警報	配備体制		
		H25 年度	H26 年度	配備人員
注意報 警報		1 次配備	1 次配備	各課の定める人員
	水防団準備	2 次配備	2 次配備	
	水防団出動	3 次配備	3 次配備	
	河川氾濫のおそれ等	特別配備	4 次配備	土木部長、土木部災害担当課の概ね半数
特別警報		-	特別配備	土木部長以下幹部、土木部災害担当課の全職員
大規模な災害発生のおそれ		災害対策本部		全職員

注 1) 赤字は今回追加、4 次配備は名称変更のみ

注 2) 土木部災害担当課は河川課、砂防課、道路整備課、港湾課

（２）水防法の改正に伴う水防管理団体（市町等）に対する協力内容の見直し

これまでの協力内容に加え、県土木事務所職員を連絡調整員として市町へ派遣することとし、円滑な情報の提供や収集など、連携体制の強化を図る。

【総則編 P. 62】

現行（H25 年度）	修正案（H26 年度）
<p>12 関係機関との協力及び応援 12.1 協力及び応援等の相互協定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">これまでの協力内容を整理記載</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">追加事項</p> </div> <p>1 水防協力団体による協力（略）</p>	<p>12 関係機関との協力及び応援 12.1 協力及び応援等の相互協定</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>1 河川管理者の協力</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>河川管理者（北陸地方整備局又は石川県）は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防管理団体に対して河川に関する情報の提供 ② 重要水防箇所の合同点検の実施 ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加 ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与 ⑤ 水防活動の記録及び広報 ⑥ 連絡調整員の派遣 <p style="margin-left: 40px;"><u>河川管理者（石川県）は、水防管理団体との相互の情報提供や収集などのため、大規模災害発生時など必要に応じて、土木総合事務所・土木事務所から連絡調整員を派遣するものとする。</u></p> <p>2 水防協力団体による協力（略）</p>

注) 赤字は今回追加